

2021年度

第3回愛知県障害者施策審議会

会議録

2022年3月16日（水）

愛知県障害者施策審議会

2021年度 第3回愛知県障害者施策審議会 会議録

1 日時

2022年3月16日（水） 午後2時から午後3時30分まで

2 場所

愛知県自治センター12階 会議室E

3 出席者

岩田委員、植田委員、江崎委員、榎本委員、糟谷委員、亀沖委員、重松委員、高橋（傳）委員、高橋（美）委員、辻委員、徳田委員、永田委員（会長）、古家委員、松浦委員、水野委員

（事務局）

福祉局長 ほか

4 開会

障害福祉課 坂上担当課長

定刻になりましたので、ただいまから、2021年度第3回愛知県障害者施策審議会を開催させていただきます。

私は障害福祉課担当課長の坂上と申します。議事に入るまでの進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは開催にあたりまして、岡本福祉局長からご挨拶申し上げます

5 局長挨拶

岡本福祉局長

みなさん、こんにちは。愛知県副支局長の岡本でございます。委員の皆様方には大変お忙しいところ、愛知県障害者施策審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から本県の障害者施策の推進に格別のご理解とご支援をいただいておりますことに改めてお礼申し上げます。

当審議会につきましては、今年度第3回目の開催となります。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、ウェブによる開催とさせていただきました。

本日は、次第でございますように、議題が1件と報告事項が2件ございます。議題では、「愛知県障害者差別解消推進条例の見直しについて」ご審議いただきます。今年度、この愛知県障害者施策審議会のもとに、

ワーキンググループを設置いたしまして、検討進めて参りました。本日、皆様からご意見を賜りまして、来年度以降も引き続き、条例の見直しに向け検討を進めて参りたいと考えております。

また、報告事項としては、「医療的ケア児支援センターについて」及び「令和4年度愛知県当初予算案（障害者施策関連部分）について」説明させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、忌憚のないご意見をいただきますようお願いを申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

6 定足数確認

障害福祉課 坂上担当課長

それでは、議事に入る前に、事務局より若干ご連絡申し上げます。定足数の確認でございます。

本日は、委員数19名のうち過半数以上の16名が出席されておりますので、愛知県障害者住宅審議会条例第4条第3項の規定により、当審議会は有効に成立しております。

7 傍聴及びホームページへの掲載についての報告

障害福祉課 坂上担当課長

この会議は、愛知県障害者施策審議会運営要領及び本審議会の傍聴に関する要領により、公開としております。3月2日水曜日から県のホームページで審議会の開催のお知らせをしており、本日傍聴者は1名いらっしゃいますので、ご報告いたします。

傍聴の方にお願ひ申し上げます。お手元の傍聴人心得を守り、静粛に傍聴していただきますようお願いいたします。

8 資料確認等

障害福祉課 坂上担当課長

事前に皆様にお送りしております。本日の会議資料の確認をさせていただきます。まず、A4版で、本日の次第、委員名簿、配席図、愛知県障害者施策審議会条例、運営要領、続いて資料が、1-1から1-3、資料2、資料3、参考資料が1から4でございます。

資料の不足等がありましたらお申し出いただきたいと思ひます。よろしいでしょうか。

9 Web会議に伴うお願い

障害福祉課 坂上担当課長

本審議会は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、Web開催としております。スムーズな会議進行のために、ご発言については、事前にお配りしております「Web会議によるリポート開催における発言方法について」をお守りいただきますようお願いいたします。

また、本日の会議では、手話通訳及び要約筆記の方にご協力をいただきながら進行して参りますので、委員の皆様におかれましては、ご発言にあたり、マイクをご利用いただき、ゆっくりと大きな声で、ご発言くださいますようお願いいたします。

本日のご出席の皆様のご紹介は、時間の都合により、委員名簿の配布によりかえさせていただきます。

なお、柏倉委員、佐藤委員、鈴木委員につきましては、欠席、松浦委員につきましては、午後3時より退席とのご連絡をいただいております。

それでは、この後の会議の進行につきましては、永田会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしく
お願いいたします。

10 会長挨拶

永田会長

皆様こんにちは。本日はお忙しい中、障害者施策審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。
今回は今年度第3回目の審議会となります。内容は、先ほど岡本福祉局長からの挨拶にありましてとおり、
議題に1件、報告事項が2件ございます。いずれも重要な内容となっております。

Web 会議となりますが、円滑に会議を進めていきたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。限
られた時間ではありますが、積極的に、また要点を絞って、ご発言をお願いしたいと思います。

特に議題につきましては、愛知県障害者差別改正解消推進条例の見直しのための今年度最後の会議となっ
ております。ご遠慮なくご質問やご意見を述べていただきまして、審議が充実したものになりますようお願い
申し上げます。

簡単にではありますが、ご挨拶とさせていただきます。

11 議事録署名者指名

永田会長

それでは、運営要綱第2条第5項によりまして、会長が、議事録署名者を2名指名することになっており
ますので、私の方から指名させていただきます。

今回は、高橋博委員と高橋美絵委員にお願いしたいと思います。

よろしくをお願いいたします。

12 事務連絡

永田会長

では次第に従って議事を進めて参りますが、本日の会議の終了時刻は、午後3時30分を予定してありま
すので、ご協力よろしくをお願いいたします。

13 議題 愛知県障害者差別解消推進条例の見直しについて

永田会長

それでは議題の愛知県障害者差別解消推進条例の見直しについて審議いただきしたいと思います。事務局
のより説明をよろしくをお願いいたします。

障害福祉課業務・調整グループ 矢ノ口課長補佐

障害福祉課の矢ノ口と申します。よろしく申し上げます。着座にて説明させていただきます。

それでは私から、議題1の「愛知県障害者差別解消推進条例見直しについて」の説明をさせていただきます。
す。

それでは資料 1-1 をご覧ください。「愛知県障害者差別解消推進条例見直しに係るヒアリングの結果について（概要版）」でございます。

これは12月に開催いたしました第2回障害者施策審議会におきましてもご報告いたしております続きになりますが、1月以降にヒアリングをいたしました団体につきまして、委員会のご提案もありました、病院関係、建設関係、金融関係、非営利団体等にも広げて実施をしたところでございます。

最初に、「1実施期間」でございますが、昨年10月1日から実施しているところでございまして、今回ご報告をさせていただきますのは、1月中旬から2月上旬にかけて実施したものになります。

次に「2実施方法について」でございますが、これは対面やリモート等で実施しておりますが、一部日程の調整ができなかった団体がございまして、その団体におきましては書面で回答いただいたことといたしております。

次に「3参加団体」でございますが、(1)から(10)の通りでございます。

次に「4主な意見について」でございますが、まず、【合理的配慮の提供について】でございます。

(1) 合理的配慮の提供を求められた例や対応した例について伺いましたところ、車椅子の方を案内する際に、荷物を代わりに持ったり、聴覚に障害のある方に対して、筆談で対応している。また、聴覚に障害のある方に対して、絵や○×などのわかりやすい表示カードを作成し、配布している。発達障害のある方には安心して利用してもらえようとする取り組みとして、敷地内に視線を遮るようなスペースを設置し、緊張状態でパニックにならないような取り組みを進めた。との回答をいただいております。

次に(2) 公的規模となった場合に想定される影響について伺いましたところ、合理的配慮が努力義務から義務になった時に、明白な違いが示せないのか。義務化になる、ならないではなく、障害のある方からの要望について、受けとめることから始めることが大事だという意見がございました。

次に、【障害者の定義について】伺いましたところ、特にご意見はございませんでした。

次に、【愛知県障害者差別解消の推進条例について】でございますが、(1) 取り組みですが、保護者等に向けて、パンフレットの配布やポスター、リーフレットを作成したとのことでした。

次に(2) 相談実績については、障害者に関する要望や相談事例はないとのことでした。

次に(3) 条例に盛り込むべき事項としては、ガイドラインや指針などの合理的配慮の物差しが必要だ。条例については、作っただけで、中身の無いものになってしまうようにとか、かみ砕いてわかりやすく表現して欲しい。などのご意見をいただきました。

また、合理的配慮についてのご意見も多数いただいておりますが、合理的配慮は、大変曖昧で、位置付けがわかりづらい。合理的配慮を具体的に記載すべきだ。合理的配慮の幅が大変わかりにくい。お互いに話し合っていくことが大事だが、落としどころが不明だ。などのご意見をいただいております。

なお、今回の結果によりまして、合計で34の障害者団体や事業所等にヒアリングを実施したことになります。

資料 1-1 につきましては以上でございます。

続きまして、議題 2 の愛知県障害者差別解消推進条例の見直しについての説明をさせていただきます。

最初に資料を3枚めくっていただきまして、右上に資料 1-3 とあるものをご覧ください。

愛知県障害者差別解消推進条例の見直しについてとあるものの右側に今年度、条例見直し検討を行うス

スケジュールが載っております。

さらには、1枚おめくりいただきまして、次に、A4判の参考資料1というのがございますので、そちらをご覧ください。1月31日に開催されました国の障害者政策委員会で示されました今後の審議の進め方のイメージでございます。

資料の真ん中あたりでございますが、令和4年の夏以降として、基本方針改定案の審議がありまして、次に、年内の秋頃といたしまして、基本方針改定案の取りまとめでございます。

1枚戻っていただきまして資料1-3の方をご覧ください。

今、説明させていただきまして、国の障害者政策委員会におきまして、次年度も引き続き基本方針の見直し検討が実施されるとなっておりますので、県条例につきましても、国の動向を踏まえまして、一番下になりますが、来年度継続して検討を続けていくこととしております。

本施策審議会におきましても、委員の皆様からいただきましたご意見に基づいて、引き続き、来年度の検討を継続していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、2月10日の第3回のワーキンググループにおきましても、方向性を確認させていただきまして、今後の検討に活かしていくための内容をご審議いただいているところでございます。

それでは2枚お戻りいただきまして、資料1-2の説明をさせていただきます。

資料1-2の「愛知県障害者差別解消推進条例見直しに係る議論について」のご説明をさせていただきます。

先ほどご説明いたしましたとおり、スケジュールを踏まえた上で、ワーキンググループにおきまして、皆様にご審議いただきました、条例の見直しについての議論を取りまとめたものでございます。

まず1目的では、国の法改正を踏まえまして、県条例の改正に関して、見直しを行うことを目的としております。

次に2見直しの方向性(1)差別の定義についてでございます。

現状では、本県の条例におきましては、差別や合理的配慮などの定義を定めてはおりません。そこで、委員の皆様からは、「先進の条例を参考にして、愛知県の条例に必要なものを盛り込んでいけばよい」などのご意見をいただいております。

議論の方向といたしましては、誰もが理解のできる内容となるよう、差別の定義、合理的配慮の定義、事業者の定義を行ってはどうか。また、条例を設置している各都道府県の先進例などを参考に、法の横出し、上乘せをしてはどうかとしたところでございます。

次に(2)事業者による合理的配慮の提供でございます。

現状、県条例におきましては、事業者の合理的配慮の提供は努力義務と定められております。委員の皆様からは、「好事例集とか、実際にどう運用するのか、わかりやすいものを示していくと、取り組みやすい」などのご意見をいただいております。

そこで、議論の方向といたしましては、合理的配慮の定義を行ってはどうか、事業者の定義に非営利団体も入ることを明確にしてはどうかとしたところでございます。

次に(3)相談及び紛争解決の体制整備についてでございます。現状では、既存の相談窓口すべてで対応

するとともに、福祉相談センターなど、広域専門窓口において、市町村の相談業務を専門的、技術的に支援しているところがございます。委員の皆様からは、「法的な専門家に入ってもらふことも必要」や、「ワンストップで受け付けてくれるような、独立したセンターを設けていただきたい」などのご意見をいただいております。

そこで、議論の方法といたしましては、不当な差別的取り扱いに加え、合理的配慮の提供に関しても、あっせん等の対象としてはどうか。専門家が入った第三者的な相談窓口体制を整備してはどうかとしたところがございます。

1枚おめくりください。

次に(4)相談窓口職員への研修についてでございます。現状では、市町村窓口職員を対象とした研修を、年度当初に実施しているところがございます。委員の皆様からは、「研修会では、講演など話を聞くだけではなく、ぜひ様々なパターンの事例検討をお願いしたい」などのご意見をいただいております。

そこで議論の方向といたしましては、人材育成について取り組むことを明らかにしてはどうかとしたところがございます。

次に(5)普及啓発についてでございます。現状では、ポスターやリーフレットを活用した啓発活動の実施や、県政お届け講座、NPO等からの企画提案によるシンポジウムなどを実施する県民理解促進事業などにより、普及啓発を行っているところがございます。委員の皆様からは、「好事例、問題事例を示していくことが重要」などのご意見をいただいているところがございます。

そこで、議論の方向といたしましては、情報収集、発信について取り組むことを明らかにしてはどうかとしたところがございます。

次に(6)その他といたしまして、委員の皆様からは、「合理的配慮について、県のバックアップ、例えば簡易スロープの設置や文字盤の設置等への補助をお願いしたい」とか、「教育面をやっていかなければ、合理的配慮の提供の現実難しいと思う」とか、「個人に対しても、義務規定を条例に設けてはどうか」、「どこまでが、障害当事者がお願いしていいのか教えて欲しい」などのご意見をいただいております。

資料1-2につきましては、説明は以上となります。

次に、1枚おめくりいただきまして、先ほどご覧いただきました**資料1-3**の説明をいたします。

資料1-3「愛知県障害者差別解消推進条例の見直しについて」の左側の1愛知県障害者差別解消推進条例に盛り込む事項(案)でございます。

(1)から(6)の障害者の定義までを、盛り込む事項としてお示ししているところがございます。なお、(6)のその他の参考資料といたしましては、補足で説明をいたします。

まず、2枚おめくりいただきまして、**参考資料2**というのをご覧ください。

参考資料2の根幹をなす定義について(その1)でございます。

本県において定義されていない各項目について、規定がされている県を表記の仕方により、いくつか例示しているところがございます。例示してある県に絞って改正していくという趣旨ではなく、わかりやすく説明するために、参考として掲載しているものがございます。ここに掲載してない他の県につきましても、類似

の規定がございます県につきましては、右側に県名のみを上げさせていただいております。

最初に、合理的配慮の定義について規定している県として、○の一つ目として、福岡県、○の二つ目として、○の三つ目に、三重県を例として挙げてございます。

また、差別の定義につきましては、宮城県、石川県、静岡県を例として挙げてございます。

1枚おめくりいただきまして、**参考資料3**をご覧ください。

参考資料3の根幹を成す定義について（その2）でございます。

事業者の定義を独自に規定しておりますのが、福岡県となっております。また、合理的配慮を提供する者の範囲を拡大している例といたしましては、栃木県、富山県、佐賀県を、例示として掲載してございます。

なお、その他の例といたしまして、障害のある人の努力義務が規定されているのが香川県、社会的障壁に「偏見」が追記されておりますのが福岡県、幼少期からの教育についての規定がございましたが、秋田県はじめ8県となっております。

各県の条例は、それぞれ特色がございまして、統一的に取り扱うのは大変難しい点がございますので、あくまで参考としてご覧いただければと思います。

次にもう1枚おめくりいただきまして、**参考資料4**でございます。**参考資料4**は、各都道府県の相談窓口の設置形態について記載しておりますので、参考にご覧ください。

長くなりましたが、説明につきましては以上となりますので、よろしく願いいたします。

永田会長

ありがとうございました。

ただいまご説明ありましたように、国の方の議論がまだ進行中ということで、来年度も引き続きこの条例の見直しについては議論していくことにはなっておりますが、改めてヒアリングを進めていただいたこと、また、施策審議会の方で議論になっておりました、いくつかのことについて、改めて資料を整理し、今日、提示していただきました。

全体としまして、委員の先生方からご意見、ご質問を受け付け、それをもとに議論を進めて参りたいと思います。

ご意見ご質問のある委員の先生がいらっしゃれば、マイクをオンにいただき、私の方でお名前をあてさせていただきます。よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

では、高橋傳委員よろしく願いします。

高橋傳委員

私もこの会議に出席し、いろいろお話を聞き、またこの資料を見た上で、毎回申し上げますが、やはり、究極は自立です。自助自立、自立に向けて、差別はもちろん、いろいろありますけれども、病気と一緒に、個人、個人によってかなり条件が違うんですね。いろいろな先進地の条例とかを見ても、みんなが正しくて、みんなあっているのですが、いざ自分の周りに当てはめようってすると、なかなか選択が難しいんですね。

私はどうやったら職につけるのか、就労に向かっていくかと、究極は、どうやって就労させるかっていうところが、最終の着地点だといつでも思っております。これ何回も申し上げますけど、差別の根幹は、お金

なんですね。お金が何かというと、やっぱり自信を持って生活をする環境づくり、いわゆる自立と、就労機会になるんですね。やっぱりその中でもお金を稼いで社会と繋がっている人は、あんまり文句言わず、目もキラキラ光っているし、自信を持って毎日を生活しているようなんですね。それでは、その方の生き方やそれを真似して誰かに当てはまるとは、そうはいかないわけですね。

それから、いろんな文言の定義も確かにこれはその通りですが、やっぱり周りのケアする私たちが、その人に寄り添って、盛りたててあげないと、救済される方は数少ないですけども、努力しながら、サポートしていくしかないのではないかと私は考えているんですね。

今後、いろいろとこういう問題は、多分この次、10年も20年も検討されて、完成されていくと思うんですけども、慌てて結論を出すより、息の長いスパンで議論をしながら、ボチボチと見直しなり、なにかをやってくれるのがいいじゃないかと思うんですよね。いつも同じ事を申し上げて申し訳ございませんが、そういうことなんです。

以上、よろしくをお願いします。

永田会長

はい。ありがとうございました。

それぞれが自立して生活する上で、ご指摘がありましたように経済的な基盤だったり、仕事をするということとはとても大事な視点になってくるのではないかと思います。

また、それぞれ個別性が高いことになっていきますので、私たち自身、社会自身が十分に理解してやっていくということが必要なことになるかと思っています。

また、この条例自体が作って終わりではなく、見直しを何年か後にしていくということになりますので、議論を引き続き行っていくことにはなるのかなと思いますし、その積み重ねが、今、高橋委員が言っていたような全体が変わっていく一つの大きな流れになるのではないかというふうに思っております。

貴重なご意見ありがとうございました。

他、先生方がいいかでしょうか。重松委員、よろしくお願ひいたします。

重松委員

はい。愛知県難病団体連合会の重松と申します。よろしくお願ひいたします。

私は、やはり愛知県の中で、この相談窓口について、一番ちょっと調べていないということが、問題があるのではないかと思います。

市町村の窓口はありますが、実際そこで、本当に相談があったりとか、何か要望があったということは、あまりお聞きしないということもありますので、相談窓口を広報するっていうこと、また明確にそれを条例の中に、入れ込むことが必要なのではないかと感じています。

このヒアリングの結果の中でも、障害者に係る要望はなく、それに相談事例も聞いたことないというものもありますが、これは全く事例がないわけではないとは思いますが、相談というところまで繋がっていないのではないかと、顕在化してないのではないかと感じています。そこで体制をきちっと取るということは、今のままでの運用がうまくいっていないということですので、これを機に、変えていただく方向性でお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

永田会長

はい。貴重な意見ありがとうございました。

資料にも書いてありますように、当事者自身がどこまでお願いしていいのかわからないというご意見が先日のワーキングでも上がっておりました。

おそらく今、重松委員がお話をされたように、いろんな思いはあるが、上手く相談として繋がっていかかったり、意見としてもなかなか表明できなかつたりするという状況の中で、回答の中に聞いたことがないとか相談がなかったというふうなことに繋がっている可能性があるかと思います。そういった意味では、そういった窓口や、どういうふうに吸いあげていくのかということは大変な課題になるかと思います。

委員の先生方の方で、またこのことについてもご意見があればというふうに思いますが、いかがでしょうか。糟谷委員、よろしく願いいたします。

糟谷委員

愛知県知的障害者育成会の糟谷です。よろしくお願いします

相談について、本当に辛いこととなると、やはり、人に言うことすら難しいということも思うんです。それと、知的障害者の場合、それをどういうふうに伝えたらいいのか、親御さんにもどう話したらいいのかかわからない。その中で、体調を崩してしまう、おなか痛くなったり、そういった症状が出て、実は精神的にいろいろ問題を抱えていたという事例もあります。

それと何回かいろんなところに、例えば通っている事業所とか、そういうところにこういうことが辛いんだ、こういうふうにしてほしいんだって相談しているにも関わらず、それがなかなか解決に繋がらないと言う経験があり、まあ、しょうがないかなと、そのままになってしまっていて我慢している、ということがあることも、会員から聞いているので、本当に相談するんだったら、きちんと解決できる、相談する方もどうしたら解決できるか、差別のこともそうですし、いろいろな障害者の悩みとかを、少しでも良い方向に向かっていくような相談の仕方というのが、必要ではないのかなと思います。

永田委員

はい、ありがとうございました。

県でもコミュニケーション条例が制定されて、できるだけ障害を持たれた方がご意見を表明できるようにというふうな形で動いてきていますが、今ご指摘のように、なかなか伝えられなかったり、伝えたとしてもなかなか解決が難しい、解決に結びつかないということの事例も発生してきているのではないかと思います。

そのあたりも含めて、今後検討が必要なことではないかのご意見伺いながら改めて思いました。

このことについて、事務局の方から何かございますでしょうか。

障害福祉課業務・調整グループ 矢ノ口課長補佐

はい。障害福祉課の矢ノ口と申します。

重松委員、糟谷委員、それぞれご意見いただきました点について回答させていただきます。

先ほど説明した通り、今回、障害者団体、事業者の団体等、合計34団体にヒアリングをさせていただいたところでございまして、やはり状況は、千差万別であると感じました。

障害者と触れ合ったことがない団体につきましては、そもそも差別とは何か、障害者が何に困っているか、関わったことがないのでわからない、知らないというご回答も事実としてございました。

そのため、今回、事業者団体につきましては、啓発も兼ねて、合理的配慮とはこういうことだという説明もしつつ、ヒアリングをさせていただいたところでございますが、やはり相談窓口がそもそも知られていないというのが、障害者の当事者団体からもご指摘をいただいているところでございます。

また先ほどもありましたとおり、なかなか言い出せないという点があるかと思ひまして、これは言いだしにくい環境になっているということは、やはり行政としても、責任を感じているところでもございます。もう一つは、市町村や、もちろん県や、障害福祉サービス事業所もそうなのですが、なかなか聞く力が養われてないのではないかというのが、日々感じているところもございますので、そういったスキルアップも含めて、研修や啓発も力を入れていかなければいけないと感じております。

以上です。

永田委員

引き続き検討を県でもよろしく願いいたします。では、徳田委員よろしく願いいたします。

徳田委員

はい。愛知県弁護士会徳田です。

今の意思の表明という話で、条例条文、或いは定義というものが今回テーマになっていますので、そこにどう反映するかという意味合いで申し上げます。法律解釈についてまず申し上げますと、障害者差別解消法では、今回第7条で合理的配慮を義務化するということになっているのですが、どの範囲で義務化されるかについてはいくつかの条件があり、事業関連性のあるものに限ったり、或いは、本人の意思表示があった場合に、実は限っているのです。条文上は、「障害者が現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合において」という前置きがございます。まさしく今お話いただいているのが、この部分かと思ひます。

しかし、本当に障害には様々な特徴があつて、その状態や、その特徴によっては、自分自身ではうまく意思表示ができない方もいる。或いは仮に意思表示をしようと思えばできたとしても、社会的に意思表示しにくい状況にあるというところが問題になってくるわけです。

ですので、この意思表示があつた場合というのものも、本人が言わなかったのだからやらなかった、という言い訳をしましてはいけません。

一方で、障害当事者ご本人たちにも、もちろんちゃんと教えて欲しい・知らせて欲しい、というのは何かしら条例上を示せるといいと思ひます。でも、先ほどから根幹となっている定義、どこまで定義づけるかというところでは、まさしくこれも条文解釈ですので、「意思表示があつた」といえるためには、必ずしも本人が明示的に言った場合だけではなくて、状況から、それを必要としていると考えられる場合も含む、であるとか、そういった解釈がしやすくなるような条例、文言の定め方をするという工夫が一つ必要なというふうに思ひました。

以上です。

永田会長

法律、条例文とあわせて貴重なご意見ありがとうございました。

意思表示をどういうふうにとらえるか、とてもこれは条例の中でも、とても大事にしていかなければならない重要なところかと思ひます。意思表示というものが言葉だけではなく、いろんなサインをどのように意

愚表明として扱っていくのかということところが、誤解がないようにどう運用していくのか、そのための条例をどうしていくのか、またそのあとで作るガイドラインをどう提供していくのかということところにも関わってくる大事なご意見かと思えます。

この辺りにつきましてとても大事なポイントになるかと思えますけれども委員先生方、他いかがでしょうか。高橋委員よろしくお願ひいたします。

高橋傳委員

はい。やはり非常にデリケートな話だよ。それが掲示された案件、議案、傾向を切り取って論議するには、非常にいいんだけど、要するに、総合的に満足度につなげなきゃいけないわけですよ。そこで、お互いがお互いの身になって、相手を立ててあげないとだめなわけなんです。そこまで私たちが、神様に近いぐらいの度量をもって接しないと、切り取って論議する分には非常に明快でいいんだけど、切り取って論議してはいかんです。多分そのところがデリケートで難しくて、度量いる大変な作業だと思いますよ。

だから私は、この項目に関しては私の結論を申し上げることができません。でももし知恵のある方がおりましたら、またお聞きして勉強したいと思います。

以上です。

永田委員

はい。ありがとうございました。

多分包括的にということがありますし、その部分だけではなく、この条例また法律自体をどのようにとらえていくのかという、とても大事な部分になってくるかと思っております。また、このあたりについて、委員の先生方と議論を進めていければと思っております。

こちらについて、事務局の方で現在、検討してることがありましたら、ご回答の方お願ひいたします。

障害福祉課 業務・調整グループ 矢ノ口課長補佐

検討ということまでではないのですが、都道府県の条例を見ますと、本人の意思表示に加えて、保護者等が代わりに表明した場合も含むと規定しているところもございしますので、これは一つの解決策だとは思っています。しかしながら、先ほど糟谷委員からもご指摘あったとおり、なかなか親に対しても言い出しにくい、そういった相談の拾いあげが難しいと思っておりますので、そこに気づいてあげられるような施策や、また関係してくる職員のスキルアップが、一つの解決策になっていくと思っております。

そういった点についても、何ができるか、どこまで解決できるのかというのは難しいところではございしますが、そういった意見を言いやすい環境を作っていかなければいけないと考えております。

以上です。

永田会長

はい、ありがとうございました。

本日ご提示いただきました根幹をなす定義を他県のものについても幾つか挙げておりますので、また委員の先生方ご確認いただき、ご意見を事務局まで寄せていただければと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それでは江崎委員よろしくお願ひいたします。

江崎委員

今、根幹になす定義についての話で、私も追加で言いたいと思うのですが、参考資料2で○が三つある中で、1番目のものがいいと思います。先進で石川県等がいろいろこの定義について、早いところは令和元年から始まっていますが、それについては議論が進めて、どのように進めてきたかということが、わかるといいと思いました。先ほど、高橋委員がおっしゃられたとおり、これは何回も見直して、この法律を実効性ある、発展していくということであれば、やはり1番目がいいのではないかと思います。障害がないと同等の機会と待遇が確保されと書いてあるのですが、この理念を実現するために、何年もかけて、いろいろ議論が進んでいくように思います。

他の二つよりは、障害のある人とか年齢とか、そういういろいろなものも含めて、待遇が確保されたという、同等の権利が行使できるような、また、制度とかルールとか、仕組みってというのが、議論が煮詰まってきた、発展性のある根幹となす定義だとは思われる訳なんです。やはり根幹となるものは、どういう定義をするかによって、法律が発展したり、良くなってくってということがあると思います。そういうことも考えて、1番目がいいんじゃないか。

そして、また先進的に、他県でも進めている県が、どのような議論がされて、発展してるかというのをぜひお聞きしたいと思います。

あとの2番目、3番目は、こういうものを決めても、やはり発展して、議論していくってことが、あまりないようには私は思うので、そういう可能性を秘めた1番目がいいと思います。

私は法律の専門家ではないですけども、法律を見て、それを何回も読み直して、そして議論を進めていけるような、法律になるっていうのも、ある意味、意味があるのではないかなと思います。この文面について、味のある、内容のある議論が発展して、より良い法律に、議論が毎年議論されて発展していく可能性が秘めているのではないかと思います。

以上です。

永田会長

はい。ありがとうございました。

法律は国レベルで変更はなかなか難しいと思いますが、条例レベルでどのように愛知県として制定して、また改定の方が考えられるかということも含めてのご意見だったかというふうに思います。

これについて事務局の方から何かありましたら、よろしく願いいたします。

障害福祉課 業務・調整グループ 矢ノ口課長補佐

はい。障害福祉課、矢ノ口です。

最初に説明した通りこれがいいから載せたということではなく、わかりやすいという意味で、福岡県の例を挙げているところです。そういう意味で、委員の皆様にもわかりやすかったと思っていただけてよかったです。いずれにしても、そういったご意見も踏まえまして、来年度の検討を進めていきたいと思っています。

永田会長

ありがとうございました。

先ほど江崎委員の方からどのような改正の経緯でこのようになったのかということも経緯がわかればということでしたけれども、現在挙げさせていただいているのが、今現在の条例文ということと、あと、いつ制定されて、改正されたのかについては、記載をしていただいたという形になっています。

その辺りまた事務局の方で整理していただいて、回答できることがありましたら次回の審議会の時に、こういう経緯で変わってきているという状況について共有していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

江崎委員、それでよろしかったでしょうか。

江崎委員

意味合いが、私の言っている意味とちょっと違うかも知れませんが、この根幹となす定義を福岡県が決めて、これの理念に基づいて、いろいろな制度や仕組みが、整備されてきたのかなと思ったんです。例えば、障害者じゃないんですけど、男女雇用機会均等法とか、そういう法律ができてきて、それ発展してまた新しい法律とか制度というものが、男女の雇用が均等に平等になるように、いろいろな細かい法律とか制度とかそういうものが整備されてきたような経緯があると僕は思っているんですけど。

もしそういうものに、この条例が、その根幹となる理念に基づいて進んで、さらに将来、これを実現するためには、もっと、新たなルールが要るよとか、仕組みが要るよっていうように、発展性があるのではないかと、いう期待をしているわけです。

先進の県で、このような発展性があったのか。それならば、それを選択するのか、またはそういう形に文面を変えるっていうのもありかなということです。

ちょっと私の考えがいいのか悪いのか、法律の専門じゃないので、そういう狙いで作って、発展性のあるいい法律になるのではないかなと思うので、これを法律の専門家がどうとらえるか、私勉強してないもんで、弁護士さん達から、そのような例もありますよ、いやそんなことはちょっと思い違いですよっていうことを言っていたいただければありがたいと思います。

永田会長

この条文ができた後に、この条文を基にどう施策が進められてきたかということがわかると、その発展性があるということとかがわかるのではないかとのご意見だったかと思います。

法律の専門家じゃないのでとのご意見でしたので、徳田先生、このことについて何かコメントがあれば、もしよければ、お願いできればと思いますけれど、いかがでしょう。

徳田委員

はい。法律の専門家ではありますが、私も勉強不足のところがあって、それぞれの法律っていうのは、やはりそれなりの歴史や経緯があって、発展を遂げてきているというのはあると思います。

障害者差別解消法に関しては、それに関連する各自治体で定める条例に関しては、比較的新しい規定であるという理解です。

ですので、先ほどお話のありました男女雇用機会均等法も、これはもう私の世代から言うと、そんなに一昔じゃなくて、リアルタイムだった感じなのですが、差別解消法に比べれば、少し前にできた法律というイメージがあります。

今手元に資料がないので、不確かですが、男女雇用機会均等法の方が差別に関しての定義がもっとしっか

り定めであったという記憶でございます。合理的配慮という言葉があったかどうかは記憶がありませんが、義務化の範囲や、或いは、確か間接差別というものについても、もう少しちゃんと定めてあったように思います。

間接差別については関係各所へのヒアリングでも、説明も兼ねて、聞いてみてくださいねって申し上げたのですが、結局ほとんど答えがなかったようで。説明がもしかしてあまりできてなかったかもしれません。差別の中には、直接差別だけでなく、間接差別というのがあるって、本条例、或いは法律の解釈上は、これも障害を理由とした差別に含まれ禁止していると考えなきゃいけないんですね。

しかし、障害を理由に、何々をしてあげないとか、障害だからここには入っちゃいけないよとか、そういうあからさまな差別っていうのは、実はそんなになくて、もちろんそれはいけないんだけど、意外と業者さん、事業者さんの皆さん困られているのは、何が差別になるのかわからないということなんですよ。

そういった意味で、先例の様々な差別に絡む情報、条例条文っていうのは、障害者のものに限らず調べていくと、たくさんヒントがあるなっていうのは今私も改めて思いました。

ですので、その視点から、先例を探してきて、条文に織り込むっていうことは一つ、考えてもいいのかなと思いました。

以上です。

永田会長

ありがとうございました。

これまで、全く同じものではないですけど、様々なものが制定されてきて、いろんな形に変わってきたというところもありますので、徳田委員がおっしゃっていただきましたように、今のところを整理していきながら、実効性があるものとして考えていくということが必要になってくるのかなと改めて思っております。

また今、間接差別ということが挙がりましたけれども、何に困ってらっしゃるのが知らないがゆえに、気がつかないうちに合理的配慮が十分できていなかったり、差別に繋がるということが、多々発生してるかと思えます。そういった意味では理解していただくのにどういった形がとれるのかということも大事なところかと思えます。

これは小浮委員お願いいたします。今、豊明市長の小浮委員はお手を挙げていただいたかと思いましたが、違いましたか。申し訳ありませんでした。もし何かコメントがあればせっかくですので一言いただければと思いますがいかがでしょうか。

小浮委員

すいません。せっかくの機会でございますので、豊明市の小浮でございます。

愛知県下の市町村長の代表で出ておりますけども、先ほどから、議論を聞いておまして、やはり障害のある方が明示できない状態で、何かの要望要求がある時に、明示できないときに、配慮できる状態、そういったものが、我々市役所でもそうですし、各事業所ではやっぱり求められてくる。

そういうことでないと、基本的に障害の方々、安心して暮らせるといった社会にはならないのかなと思っております。そういった形で聞いておりました。

以上でございます。

永田会長

ありがとうございました。行政の立場からのご意見をいただけたかというふうに思います。

本日時間も迫っておりますので、次の報告事項の方について参りたいと思いますが、この条例の見直しについては、来年度も引き続き時間をかけて議論をして参りたいと思います。議論を踏まえながら、委員の先生方も改めて思うことや見えてくることがあると思いますので、またそれについて共有させていただきながら議論の方を進めていきたいと思っています。

1 4 報告 1 医療的ケア児支援センターについて

永田会長

それでは報告事項がもう 1 件予定をされておりますので、報告事項の方に移らせていただきたいというふうに思います。

報告事項 1 医療的ケア児支援センターについて事務局の方から説明をお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

障害福祉課 医療療育支援室 木村課長補佐

皆さんこんにちは。障害福祉課の木村と申します。よろしく申し上げます。説明を私の方からさせていただきます。着座にて失礼いたします。

資料 2をご覧ください。「1 背景、目的」でございます。

まず、資料に記載はございません県内の医療的ケア児の人数でございますが、2019 年度に行った実態調査において、18 歳未満の方が約 1400 人、そのうち、6 歳未満の方が半数の約 700 人と推計されております。

この医療的ケア児の方々に対し、本県では、これまでも市町村等における協議の場の設置や、コーディネーターの配置など、地域における支援体制の整備を進めているところでございます。

しかし、医療的ケア児等への支援は、子供の病状や家族の状況、成長段階に応じた一人一人のニーズに対応する必要があり、支援を行うためには、専門的な知識や経験が求められ、また、医療的ケア児が利用できる社会資源の状況を、地域によって様々であることから、地域の支援体制を専門的、広域的に支える仕組みづくりが課題となっております。

こうした中、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が昨年 9 月 18 日に施行され、都道府県知事は、医療的ケア児支援センターを設置することができるとされました。

地域の支援体制を専門的、広域的に支えるため、医療的ケア児支援センターを、愛知県医療療育総合センターを初めとする県内の重症心身障害者施設などに設置し、専門性が必要な相談への対応や、医療的ケア児への支援を担う人材の養成などを行うことといたしました。

続いて、「2 業務内容」でございます。

医療的ケア児に対する支援の中核的機能を持つ基幹支援センターを、県内の障害児者の医療、療育の拠点施設である愛知県医療療育総合センターに設置し、また、それぞれの地域の実情に応じた支援を行う地域支援センターを、重症心身障害者施設など 6 ヶ所を設置いたします。

なお、基幹支援センターは、近隣の地域支援センターとしての機能も担うこととしております。

下段の表でございますが、まず専門相談です。

相談では、まずは医療的ケア児等コーディネーターなど、市町村において対応いたしますが、市町村では

対応が困難な場合には、地域支援センターで対応し、さらに、地域支援センターでも対応困難な高度で、専門性が必要な場合には、基幹支援センターにおいて対応いたします。

また、どこに相談すればいいのかわからない、そういった医療的ケア児の方もいらっしゃいますので、そういった相談にも、支援センターが対応いたします。この相談対応においては、圏域に配置しますアドバイザーの方々にもご協力いただき対応を進めることを想定しております。

次に、地域支援の研修でございますが、基幹支援センターでは、全県を対象とした看護師や介護職員などへの専門的な研修を行い、地域支援センターでは、医療的ケア児を受け入れるための地域の障害福祉サービス事業者や保育所等に対する訪問研修を行います。

情報収集発信でございますが、基幹支援センターでは、医療的ケア児の支援に関する情報を一元的に集約したウェブサイトを作成し、情報の発信を行い、地域支援センターでは、障害福祉サービス事業所等の社会資源の情報収集などを行い、基幹支援センターとの情報共有を図って参ります。

次の関係機関との連携でございますが、基幹支援センターでは、関係者連絡会議などへ参加し、地域支援センターでは、担当する圏域内の関係者から成る連絡会議の開催や、市町村の協議の場への参画などにより、連携を図って参ります。

1枚おめくりください。

こちらの表では、医療的ケア児を中心とした地域における多職種連携と、医療的ケア児支援センターの関係を示しております。先に説明させていただいた通り、支援センターは、市町村等の地域の支援体制がしっかり機能できるよう、専門的、広域的に支える役割を、担っていくことが重要であると考えております。

もう1枚おめくりください。

医療的ケア児支援センターの配置及び担当する圏域でございます。県内に設置を進めております重症心身障害者施設等に医療的ケア児支援センターを配置し、各支援センターが、1ヶ所から2ヶ所の障害保健福祉圏域を担当することとしております。

なお、この事業に関しましては、先月開催されました障害者自立支援協議会、医療的ケア児支援部会において、ご了承いただきまして、来週24日の障害者自立支援協議会、本会議の報告予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

永田会長

ご説明ありがとうございました。

法律の施行に伴い、県の方でも医療的ケア児支援センターが整備されるという方向でのご報告でした。ここにつきまして委員の先生方の方からご意見等ありましたら、ご質問あればマイクをオンにさせていただいて、よろしくお願いいたします。

いかがでしょうか。それでは高橋美絵議員よろしくお願いいたします。

高橋美絵委員

愛知県重度障害者団体連絡協議会の高橋です。医療的ケア児について、三河地域では、岡崎市の三河青い鳥と東三河は豊川市の親愛医療療育センターとなりますが、どうしても三河地域は山間部を多く広く含んでおりますので、やはりそちらの方に手が届くよというか、いろんな支援が行き渡らないのではないかとというのが気になりますので、なるべくそういったところが漏れないようにお願いしてきたいと思っております。

以上です。

永田会長

はい。貴重な意見ありがとうございました。

どうしても医療的ケア児を抱えた家族の移動が難しいという状況が生まれてきますので、特に北部の山間地域にお住まいの方々にも、きちんと支援をいただくような体制をお願いできればというふうに思っております。貴重な意見ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。私の方から1点ご質問させていただいてよろしいでしょうか。

先ほど6歳未満が700人、約半数というようなお話があったかと思えます。NICUから退院し在宅医療が今後増えてくるかと思うのですが、特に乳幼児の方の場合、なかなかこういった支援に繋がりにくいというところが生じてくるかと思えます。そのあたり本当に退院したばかりの医療的な呼吸器が必要な人たちへの支援というのが、この中でどういうふうにされていくことになるのかということが1点と、あと、この審議会の中で、避難所の支援ということが、これまで災害も絡めて、議論になっていたかと思えます。

特に医療的ケア児を抱えた場合には、何か災害が起こったときの避難だったり避難所だったりということについての検討がこれからどのような形で行われていくのかという2点について少しご説明いただければと思います。いかがでしょうか。

障害福祉課 医療療育支援室 木村課長補佐

障害福祉課木村でございます。ご質問ありがとうございます。

まず、乳幼児の方のNICUからまず在宅に帰るということだけでも、親御さんを含め、大変なご苦労があると伺っております。

直接、医療的ケア児支援センターがそれに関与するというようなことは、今のところ想定がされておられません。医療的ケア児コーディネーターの方々、そういった退院前から医療機関と繋がるような形をどんどん作っていき、退院した後も、在宅で少しでも安心して暮らせるような体制を進めていきたいと考えております。

市町村においては、知多半島地域の市町村だったと思えますが、そちらの方では、生まれたときから、医療的ケア児の方を把握しながら、NICUのある病院に市町村の保健師等が関与するというような形をもって、退院する前から支援に取り組んでおられるというような情報を聞いております。

そういった情報をこの支援センターにおいて、どんどん好事例として横展開させていただきたいと、そのように考えております。

また、避難所、災害の関係でございます。先月、開催されました医療的ケア児支援部会においても、報告事項とさせていただきます。

昨年、災害基本法が改正されまして、特に個別避難計画等について、医療的ケア児の方々についても、大変支援が必要な方々であるということ、市町村に認識していただくということで、今年度末、もう3月でございますけれども、こちらの市町村向けのマニュアル等に医療的ケア児の方についても、災害時の対応、特に対応が必要な方々であるということ、市町村にお示しして、避難計画等の作成を進めていただくように、マニュアルを改訂してお示しするというような手続きが進んでいるところでございます。

また、他県におきましても、障害分野から、この個別避難のための医療的ケア児のマニュアル等の様式を作って、配布しているというような事例を聞いております。

そういったものについても引き続き、本県においても、検討して参りたいと考えております。
以上です。

永田会長

ありがとうございました。引き続き、自立支援部会の方でも検討されるということなので、よろしく願いいたします。また、こちらの方でも報告いただければ幸いです。

他、委員の先生方、よろしかったでしょうか。重松委員よろしく願いいたします。

重松委員

はい。愛知県難病団体連合会の重松でございます。

医療的ケア児の件につきまして、やはり先ほどもございましたように災害時、一番心配なのは、人工呼吸器を使っていられる方がほとんどということで、電源の問題が一番、命に直結する問題であると思えます。災害時の個別避難計画の策定ということで、当然ですけれども、電源確保の部分に関しては、特別のご配慮いただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

永田会長

ご意見ありがとうございました。

今いただいた電源の確保というのは本当に命に関わるようになりますので、そういった配慮も市町村で検討いただけるようお伝えいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

その他、よろしかったでしょうか。

とても大事な、領域にはなってくるということになりますし、中核的なセンターができ、また好事例を集めることで市町村に展開できることも増えてくるのではないかというふうに思っていますので、このセンターが機能していただくことを期待したいと思っております。

よろしく願いいたします。

15 報告2 令和4年度愛知県当初予算案（障害者施策分）について

永田会長

では続きまして、令和4年度愛知県当初予算案（障害者施策分）について、事務局よりご説明をお願いできればと思います。

よろしく願いいたします。

障害福祉課 業務・調整グループ 矢ノ口課長補佐

はい。改めまして、障害福祉課の矢ノ口と申します。

それでは資料3をご覧ください。障害者施策関連の令和4年度愛知県当初予算についてご説明させていただきます。

最初にお断りしておきますが、この資料は、当初の予算案の記者発表資料を抜粋して、利用しているものでございます。そのため、県民の向けということではなく、マスコミ向けに配布をした資料を、今回、審議

会にそのまま利用させていただいているものでございます。通常、一般の県民向けの資料になりますと、電話番号だけではなくて、ファックス番号や、電子メールのアドレス等なども記載し、問い合わせに対応すべきところですが、これはマスコミ限定の資料ということで、作られたものでございますので、電話番号だけの記載となっております。その点をご容赦いただきたいと思います。

また資料につきましては、現在、愛知県議会が開催されておまして、そこで今ご審議いただいているものでございます。議決されるまでは、予算案であり決定事項ではございませんので、その旨ご承知いただきたいと思います。

それでは、ご説明させていただきます。

まず資料3の1ページをご覧ください。医療的ケア児支援センターの設置及び医療的ケア児及びその家族に対する支援体制の整備事業でございます。予算額といたしましては、4972万円でございます。そして、これは令和4年度新規に要求しているものでございます。

事業内容につきましては、先ほど資料2といたしまして、医業療育支援室木村補佐より、詳しく説明をさせていただきましたので、内容については省略させていただきます。

次に、1枚おめくりいただきまして、2ページ目をご覧ください。

障害のある人が、次から地域で安心して暮らすための支援をする事業でございます。予算額につきましては、合計で6億3862万2千円ということで、要求をしているものでございます。

内容につきましては、まず一つ目でございますが、障害者施設設置費補助金でございまして、障害のある人が、身近な地域で暮らすことができるようグループホームや障害児者施設の整備に対して助成をするものでございます。

次に二つ目の、障害者地域移行推進事業費でございます。

これは、共同生活援助事業、いわゆるグループホームの世話人を確保するために、世話人の仕事紹介や、仕事体験を実施したり、地域生活を体験する機会の提供といたしまして、施設で入所されている障害のある方などが、地域生活を具体的にイメージできるよう、地域のグループホーム等を活用した体験事業や、出前講座を実施したり、また、障害者の新たな仕事の創出といたしまして、障害者の工賃等の向上のため、企業と就労継続支援事業所等もマッチングし、新たな受注や仕事を生み出す取り組みの実施、企業と芸術的な才能がある障害者をマッチングし、障害者雇用へつなげる取り組みを実施したりするものでございます。

さらに1枚めくりいただきまして、3ページをご覧ください。

障害のある方の社会参加と障害への理解促進を図る取り組みをする事業でございます。予算額といたしましては、4782万8千円で要求をしているものでございます。

内容につきましては、まず1障害者コミュニケーション手段利用促進費でございます。これは2016年10月に制定いたしました手話言語障害者コミュニケーション条例に基づく、手話通訳者や要約筆記者等の意思疎通支援者の養成派遣を行うとともに、手話通訳者等の職業病であります頸肩腕障害の予防のための対策を講じて参るものでございます。

また、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の普及啓発を図るため、県民向けに、障害の特性に応じた、コミュニケーション手段についてのセミナーを開催いたします。

次に、2ヘルプマーク普及促進事業費でございます。これは2018年の7月から、県内一定に配布を開始いたしました。ヘルプマークについて、市町村と連携して、引き続き、リーフレットやポスター等による普

及啓発を行うほか、ヘルプマークの作成配布を行って参るものでございます。

次に、3 障害者芸術文化活動推進事業費でございます。この事業は、作品展示や舞台ステージ発表等を行う愛知アールブリュット障害者アーツ展を開催するとともに、三河地域でサテライト開催とすることで、障害のある方の芸術文化活動の推進を図って参るものでございます。

さらに、施設職員向けの研修会の開催等によりまして、障害のある方の芸術文化活動をサポートする人材の育成にも取り組んで参ります。

以上が簡単ではございますが、福祉局の障害者施策関連の予算に関する説明でございます。

その他、4 ページにございますのが、教育委員会より、愛知繋がりプラン、2023 に関する事業について、お示ししております。

また、5 ページにスポーツ局より、障害者スポーツに関する事業についての資料が、掲載してございますので、ご覧いただければと思います。

以上でございます。

永田会長

ご説明ありがとうございました。ただいま説明がありました令和 4 年度愛知県当初予算（障害者施策関連文）について、ご意見があればマイクオンにして、お答えいただければと思います。いかがでしょうか。

岩田委員、よろしく願いいたします。

岩田委員

愛知県セルフセンター代表岩田です。よろしく願いいたします。

県のセルフセンターは、県内の障害者施設の団体であり、また私もいち事業所の職員でグループホームを開設しておりますが、どうしても行動障害のきつい方がいまして、将来的なことを考えますと、もう 10 年ぐらい前から、入所施設ができることはないと聞いてはいるのですが、今後、中長期的な先のことを考えて、入所施設というのは、もう増えることはないでしょうか。

永田会長

はい。来年度というよりも中長期的な制度について愛知県の方針がわかればというところのご意見だったと思います。事務局いかがでしょうか。

障害福祉課 地域生活支援グループ 加藤課長補佐

ご質問ありがとうございます。障害福祉課地域生活支援グループの加藤でございます。よろしく願いいたします。

ご質問いただきました入所施設についてですけれども、県の障害福祉計画では、施設から地域へというところを目指しているところでございます。入所施設を利用される方の人数につきましては、減らしていく方向での目標の設定をしております。施設数については、目標の設定はございませんが、入所者数が減少していく中で、新たな施設というのは、積極的に設置していくというような方向性はないものと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

永田会長

はい。ありがとうございました。

ただ、現実的になかなか地域移行が難しい方たちをどこで支えていくのかということの問題になってくるかと思しますので、地域移行とともに、なかなか設置区域内の中での生活が難しい方をどう支えていくのか、家族をどう支えていくのかということについてもあわせて漏れがないように、対応の検討いただければと思います。

岩田様、そのような回答でもよろしかったでしょうか。

今のところ増える予定はないということですが地域移行が進めていけば、入所できる場合もあるということの理解でもあるかと思っております。

岩田委員

改めて確認できました。ありがとうございます。

永田会長

その他よろしかったでしょうか。では古家委員よろしくお願いたします。

古家委員

愛知県盲人福祉連合会の古家です。

最後の方に愛知県からスポーツを盛り上げるっていうのがあったんですけども、これを読んでいると、地域で「障害者も」参加できるスポーツのプログラムっていうような書き方で「障害者も」参加できるスポーツっていうのは、今まであるなかの中に障害者が加わるようなものを含めるという意味なのか、全くサラのところから、例えばボッチャをやりましようみたいな形で、立ち上げるっていうようなプログラムなのかどうのかなというのが思ったのと、もう1点は、これはどこに入るのか前からずっと気になっており、社会参加のところでもいいのかなと思いましたが、盲導犬の医療費について、私も昨年、いろんな手術をするために10万円以上医療費がかかっています。やはりこういう形で盲導犬と一緒に歩くことによって、医療費が10万、20万円とかもかかってくる方も、珍しくなく聞いているんですね。

でも、その辺の補助はないですので、もう全部自分、実費という形です。県によっては、医療費全額支給しますという県もあるのだけれども、住んでいる地域によって全くそのあたりが違うので、愛知県の場合も、例えば、3万円以上掛かったら10万円以上かかったら、一部補助しますよというような、高額医療費の補助のような予算を、挙げてもらえるようなところがないのかなと思いました。

永田会長

はいありがとうございました。最後資料5の交流促進のところですね。「地域で障害者も」というふうにわざわざ書いてあることの意図の確認と、盲導犬というのは大事なパートナーであるということであると、治療費等の補助について今後検討する余地はあるかということのご意見だったかと思ます。

これについて事務局からよろしくお願いたします。

障害福祉課業務・調整グループ 矢ノ口課長補佐

はい。障害福祉課矢ノ口でございます。

スポーツ局の話なので、確定的なことは言えないですが、「障害者も」ということを、あえて書いてあるということは、例えば障害者と障害のない方でも一緒にできるようなスポーツ、例えば車椅子ダンスですと、車椅子の方と、いわゆる健常者の方と一緒にダンスをしたりっていうのもありますし、今お話のありましたボッチャでも、もちろん障害があってもなくても楽しめるようなスポーツだと思いますので、そういった一緒に参加することで、障害者の理解促進を進めていくことを目指しているのだと思います。

障害福祉課坂上担当課長（社会参加促進）

障害福祉課の坂上です。盲導犬についてですが、盲導犬に係る医療の費用ということについては今、制度はございませんので、また確認をさせていただきたいと思います。また状況を確認した上で、またご報告させていただければと思います。

よろしく申し上げます。

永田会長

はい。また他県の状況確認していただいてご検討いただければと思います。少しちょっと時間超過していますが最後、辻委員の方の質問を受けて終わりたいと思います。

ぜひよろしく願いいたします。

辻委員

はい。愛知障害フォーラムの辻です。

来年の予算について、少し意見をお願いしたいと思います。最近、旧優生保護法に基づく優生手術に対する国家賠償の請求訴訟がありました。その中で、大阪高裁、東京高裁では、国家賠償を認める判決が出ました。そこで裁判所は、この旧優生保護法では、非人道的で憲法に違反する重大な人権侵害と認めております。しかも、被害者は、訴訟提起の前提となる情報や相談機会へのアクセスが著しく困難な環境にあったと認めています。

愛知県でも、この旧優生保護法によって優生手術を受けさせられた人がいるかと思うんですが、その方たちに、情報提供ができなかったと裁判所も認めているわけですから、愛知県でも個別に情報提供等の救済が必要ではないか。そのための予算措置が必要ではないかと思いますが、愛知県としては、いかがお考えでしょうか。

永田会長

ご意見ありがとうございます。最近、判決が出た問題でとても重要なことになるかと思えます。

こちらについて愛知県の方針等ありましたら事務局からご説明よろしく願いいたします。

はい。

障害福祉課 業務・調整グループ矢ノ口課長補佐

障害福祉課、矢ノ口と申します。

旧優生保護法の関係で、まず、愛知県に対象者はいるかどうかということですが、ちょっと個人情報関係もありますのでこの場で、言いにくいところではございますが、担当する保健医療局で、そういった情報を掴み次第、対象になるかどうかということは、調査をすることになっておりますので、そう

いった点で進めていくと聞いております。

県の予算措置となりますと、具体的にどういう形を想定しているかイメージがしづらいところですが、基本的に国家賠償法ということになりますので、国がお金を出すものになるのかと思いますが、また詳しい話を、確認して、改めてご説明させていただきたいと。

以上です。

永田会長

ありがとうございました。

丁寧な説明と対応がどちらにしろ求められてくるかと思しますので、また状況がわかれば、ご報告いただければと思います。

大変申し訳ありませんが、少し時間超過して参りました。恐らく委員の先生方、ご意見があるかというふうに思いますが、お時間にもなっておりますので、本日の会議はこれをもって終了させていただきたいと思っております。どの審議事項また報告事項どちらにも貴重な意見をいただきありがとうございました。今日出ましたご意見ご質問をもとに障害者支援施策の一層の推進を検討して図っていただくようお願い申し上げます。

では事務局にお返ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

16 閉会

障害福祉課 立花課長

はい。愛知県障害福祉課長の立花でございます。

本日はお忙しい中、長時間にわたりご審議いただきましてありがとうございました。

愛知県障害者差別解消推進条例改正のため、これまで多くの貴重なご意見を賜りまして誠にありがとうございました。条例の見直しに当たりましては来年度も引き続き検討して参ります。

また、今日ご報告させていただきました来年度当初予算初め、障害者施策、しっかりと進めて参りたいと思っておりますので、今後も引き続きですね、ご指導、ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

以上で、2021年度第3回愛知県障害者施策審議会を終了した。

署名人

印

署名人

印